ロ　吹流し装置（軽量型）の使用　次に掲げる方法 (1)　枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾において、吹流しの先端を海面から六メートルより高い位置に保持できるようにした上で、水面上にある吹流しの長さが七十五メートル以上となるように取り付けること。 (2)　（略） (3)　おどしは、はっきりとした明るい色とすることとし、軽量型おどし又は標準型おどし及び軽量型おどしの両方を取り付けること。 (4)　（略） (5)　標準型おどしを使用する場合、標準型おどしは、無風の状態において先端が水面に到達する長さとすること。ただし、吹流しの取付け部分から十五メートル以内に取り付けたおどしの絡み合いを防ぐために必要な場合は、この限りでない。 (6)　標準型おどしを使用する場合、標準型おどしの取付間隔は、吹流しの取付け部分から七十五メートル以内においては五メートル以内とすること。 (7)　（略） (8)　軽量型おどしの取付間隔は、一メートル以内とすること。 (9)　（略） 三　前項第三号ロの規定は第一号ロに掲げる措置について、前項第三号ホの規定は第一号ハに掲げる措置について、前項第三号への規定は第一号ニに掲げる措置について、それぞれ準用する。	5　南緯二十五度以南、南緯三十度以北かつ西経百七十五度以東の海域 一　次のイからハまでに掲げる漁具に関する措置のうち一以上の種類の措置を講じなければならない。 イ　次の(1)又は(2)の区分に応じた吹流し装置の使用 (1)　漁船の全長が三十五メートル以上の場合　吹流し装置（標準型） (2)　漁船の全長が三十五メートル未満の場合　吹流し装置（軽量型） ロ　加重枝縄の使用 ハ　鈎覆い装置の使用 二　第三項第三号ホの規定は前号ロに掲げる措置について、第三項第三号への規定は前号ハに掲げる措置について、前項第二号イの規定は前号イ(1)に定める漁具の仕様について、前項第二号ロの規定は前号イ(2)に定める漁具の仕様について、それぞれ準用する。

ロ　吹流し装置（軽量型）の使用　次に掲げる方法 (1)　枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾において、吹流しの先端を海面から六メートル以上の位置に保持できるようにした上で、水面上にある吹流しの長さが七十五メートル以上となるように取り付けること。 (2)　（略） (3)　おどしは、はっきりとした明るい色とすることとし、標準型おどし又は軽量型おどしのいずれかを取り付けること。 (4)　（略） (5)　標準型おどしは、先端が水面に触れる程度の長さとすること。ただし、吹流しの先端から十五メートル以内に取り付けたおどしの絡み合いを防ぐために必要な場合は、この限りでない。 (6)　標準型おどしは一組ずつ取り付けるものとし、その取付間隔は、吹流しの先端から七十五メートル以内においては五メートル以内とすること。 (7)　（略） (8)　軽量型おどしの取付間隔は、一メートル以内とし、一組ずつ取り付けること。 (9)　（略） 三　前項第三号ホの規定は第一号ロに掲げる措置について、前項第三号への規定は第一号ハに掲げる措置について、それぞれ準用する。	（新設）
	（新設）